

〈自動継続変動金利型定期預金（複利型）規定〉

1. （自動継続）

(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の算定方式によって算出した利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、同様とします。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日に、当行所定の算定方式によって算出した利率に変更するものとします。

ただし、この預金の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. （利率算定方式の変更）

当行所定の利率算定方式は、金融情勢の変化により変更することがあります。

この場合、新利率算定方式は変更日以後最初に到来する継続日から適用し、以後6ヵ月毎の利率変更においても同様とします。

4. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については、第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第2条第5項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の②乃至⑥の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×20% |

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

- ③ 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×30%
- ④ 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×40%
- ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×50%
- ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (規定等の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月現在)